平成２４年（フ）第８３４７号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目１―16―105
破産者　高井　貞寿
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３７４号
東京都足立区西保木間１丁目21―２―502
破産者　岡田みどり
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４７０号
千葉県市川市南行徳１丁目10―８―302
破産者　津久井基純
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６２０号
東京都葛飾区西新小岩３丁目10―６
破産者　出崎　慶治
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６４５号
岩手県北上市花園町１丁目５―13　玉の湯アパート、開始決定時の住所東京都江東区富岡１丁目21―11―403
破産者　植竹　　智（旧名智子）
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７６４号
千葉県千葉市若葉区高品町281
破産者　青山　定歳
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７６５号
千葉県千葉市若葉区高品町281
破産者　青山奈美子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９４９号
埼玉県上尾市仲町２丁目７番16号
破産者　石川　　治
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６１５号
東京都墨田区立川３丁目10番４号
破産者　株式会社ハヤト
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６１６号
東京都江東区北砂４丁目35―10―405
破産者　北嶋　惠子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６３２号
神奈川県川崎市高津区久末2045番地１
破産者　有限会社三栄計装
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６３３号
神奈川県川崎市高津区久末2045番地１
破産者　渡邉　晃功
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６３４号
神奈川県川崎市高津区久末2045番地１
破産者　渡邉美紀子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７２１号
東京都台東区上野７丁目13番14号
破産者　株式会社アムール
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７２２号
東京都荒川区西尾久５丁目５―２
破産者　北尾　勇士
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７３１号
東京都北区赤羽１丁目19番７号　葵ビル603号、商業登記簿上の本店所在地東京都北区赤羽南１丁目６番５号
破産者　リビングサポート有限会社
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７３２号
東京都北区赤羽南１丁目11―５―1105
破産者　井上　惠三
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７３７号
神奈川県川崎市高津区坂戸２丁目６番３号セレッソⅡ303
破産者　株式会社フィルテック
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７３８号
神奈川県川崎市高津区坂戸２丁目６―３―303
破産者　四宮　輝彦
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７４７号
東京都小平市花小金井南町２丁目18―３―510
破産者　吉利登美子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７６６号
東京都港区南青山３丁目１番28号
破産者　株式会社マジックピース
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７９３号
東京都板橋区幸町57番５号
破産者　有限会社アプ・ストーン
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部